

平成 21 年 9 月 30 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、僧帽弁閉鎖不全・弁置換後（これと同一又は相当因果関係のある傷病を含む。以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害等級 2 級の障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 社会保険庁長官は、国民年金法施行規則第 36 条の 4 第 1 項の規定により障害の現状に関する診断書として提出された後記資料の診断書（以下「現状診断書」という。）を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度に該当しないとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同年〇月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたが、審査官がこれを棄却したため、当審査会に対し、再審査請求をした。

第 3 問題点

- 1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に掲げる程度（障害等級1級又は2級）の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている（国民年金法第36条第2項）。
- 2 本件の問題点は、現状診断書提出当時における請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（15号）が掲げられている。

そして、社会保険庁では、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）を定めているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。
 - (2) 認定基準の第3第1章第11節／心疾患による障害によれば、心疾患による障害の程度は、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状

態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する、とされている。

そして、心疾患の検査での異常所見等を一部示すと下記のとおりであり、いずれか一つ以上の異常所見等と浮腫、息切れ等の臨床所見があり、かつ、一般状態区分表（これは本件審査資料の一般状態区分表アないしオと同じ内容のものである。）のウ又はイに該当するものは、3級と認定するが、主要症状、検査成績、具体的な日常生活状況（一般状態区分）等によっては、さらに上位等級に認定するとされ、また、心臓ペースメーカー(植込み型除細動器(ICD)を含む。)又は人工弁を装着したものは原則として3級と認定し、なお、術後の経過及び予後、原疾患の性質等により総合的に判断し、さらに上位等級に認定する、とされている。

区分	異常所見等
ア	LevineⅢ度以上の器質的雑音が認められるもの
イ	心胸郭比60%以上のもの
ウ	胸部X線所見で、肺野に明らかなうっ血像のあるもの
エ	心電図で、陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの
オ	心電図で、脚ブロック所見があり、かつ、基礎疾患を有するもの
カ	心電図で、完全房室ブロック（第Ⅲ度房室ブロック）所見又は第Ⅱ度(MobitzⅡ型)房室ブロック所見のあるもの

キ	安静時心電図で、0.2mV以上のSTの低下があるもの、若しくは、深い陰性T波の所見のあるもの
ク	負荷心電図で、明らかな陽性所見のあるもの
ケ	難治性の不整脈のあるもの
コ	左室駆出率（EF）が50%以下のもの
サ	冠れん縮を証明されたもの
シ	心臓ペースメーカーを装着したもの
ス	人工弁を装着したもの

- (3) 上記1の(1)で認定した請求人の現状診断書提出当時の障害の状態は、人工弁の置換手術をしているので、それは前記のとおり3級と認定され、術後の経過等により総合的に判断し、さらに上位等級に認定するとされているところ、現症時においては、臨床所見は、自覚症状として動悸、息切れ、胸痛が、他覚所見でも浮腫、ばち状指、尿量減少、LevineⅡ度の器質的雑音が認められ、検査所見では、安静時心電図所見で心室性期外収縮、0.2mV以上のST低下が認められるものの、他の検査所見では特段の異常所見はみられない。そして、一般状態区分はイとされ、予後は良好とされている。したがって、このような状態は、日常生活が著しい制限を受ける程度に至っているとまではいえないとするのが相当である。
- (4) 以上によれば、請求人の現状診断書提出当時における当該傷病による障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないとするのが相当であり、もとよりこれより重い1級にも該当しないので、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。
- (5) なお、請求人の当該傷病による障害については、平成○年○月○日付で、受給権発生日を平成○年○月○日として障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定がなされたこと、社会保険庁長官は、平成

○年現況届に添付された診断書を診査した結果、当該傷病による障害の状態は国年令別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、同年○月○日付で、同年○月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分をしたこと、同処分に対する再審査請求事件において、当審査会は、上記の平成○年現況届提出当時における当該傷病による障害の状態は障害等級２級の程度に該当すると認めるのが相当であるとして、平成○年○月○日付で、同処分を取り消す旨の裁決をしたこと（以下、この裁決を「審査会取消裁決」という。）、これにより請求人に対する障害等級２級の障害基礎年金の支給が続けられていたところ、社会保険庁長官は、平成○年現況届に添付された診断書を診査した結果、当該傷病による障害の状態は、国年令別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、同年○月○日付で、同年○月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分をしたこと、同処分に対する審査請求事件において、○○社会保険事務局社会保険審査官は、上記の平成○年現況届提出当時における当該傷病による障害の状態は平成○年現況届提出当時と比較して改善しているとは認めることができないとして、平成○年○月○日付で、同処分を取り消す旨の決定をしたこと（以下、この決定を「審査官取消決定」という。）、これにより請求人に対する障害基礎年金の支給が続けられていたところ、平成○年○月○日付で本件の原処分がなされたこと、以上のような経緯が存在している。

これは当審査会に顕著な事実であるところ、再審査請求代理人は、再審査請求書において、「本件事案については、・・・平成○年○月の社会保険審査会裁決及び平成○年○月の社会保険審査官決定が確定しているのであるから、この裁決及び決定は、社会保険庁長官を拘束し、症状の改善がない以上、障害基礎年金の支給停止処分はもはやあり得ないと思われたが、社会保険庁長官は、平成○年○月○日、三度び、

障害基礎年金の支給停止処分をした。」とし、原処分に対する審査請求で、上記のように審査会取消裁決及び審査官取消決定は社会保険庁長官を拘束する旨を主張して原処分の取消しを求めたにもかかわらず、審査官は、現状診断書提出当時における当該傷病による障害の状態は国年令別表に掲げる程度に該当すると認めることはできないから、原処分は妥当であるとして、審査請求を棄却する旨の決定をしたとし、「この社会保険審査官の決定は、その先例たる上記東京社会保険審査会決定（注：審査会取消裁決若しくは審査官取消決定又は両者を指しているものと思料される。）を無視するだけでなく、およそ社会保険審査会制度を愚弄している。」とした上、「一事不再理の法理は社会保険審査会を軸とする社会保険の紛争処理制度においても尊重されなければならない。」などと主張している。

これらの主張は、請求人の当該傷病による障害の状態については、既に審査会取消裁決及び審査官取消決定による認定・判断がなされているのであるから、一事不再理（あるいは既判力）の法理によって、社会保険庁長官はもとより、社会保険審査官及び社会保険審査会もこの認定・判断と異なる認定・判断をすることは許されないと考えるべきであるとする趣旨を含むものと解されないではない。

しかし、第3の1で触れたように、障害基礎年金については、国民年金法が第36条第2項で「障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。」と規定しているのであり、社会保険庁長官は、この規定に基づき、第2の2に記載したように、平成〇年〇月〇日を現症とする現状診断書を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に掲げる程度に該当しないとして、請求人に対する障害基礎年金の支給を停止する旨の原処分を

行ったのである。この認定・判断が妥当であることは前記説示のとおりであり、本件について、診査資料を異にすることが明らかな審査会取消裁決又は審査官取消決定の認定・判断に拘束されるべき理由はなく、一事不再理あるいは既判力の法理の適用を考えるべき余地は全くないといわなければならない。再審査請求代理人の主張は、誤解に基づくものか、若しくは独自の立論というほかなく、採用の限りでない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。